

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1の1の項を次のように改める。

| | |
|------|--|
| 1 削除 | |
|------|--|

(2) 別表1の11の項を次のように改める。

| | |
|-------|--|
| 11 削除 | |
|-------|--|

(3) 別表2の2の項及び3の項中「障害者関係情報、外国人生活保護関係情報、」を削り、同表4の項中「障害者関係情報、」を削り、「、公営住宅関係情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）第44条で定める情報」を「又は公営住宅関係情報」に改め、同表9の項中「、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報又は札幌市訪問指導事業の実施に関する情報」を「又は高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報」に改め、同表11の項中「、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を「又は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に改め、「又は札幌市訪問指導事業の実施に関する情報」を削り、同表14の項を次のように改める。

| | | |
|-------|--|--|
| 14 削除 | | |
|-------|--|--|

(4) 別表2の25の項中「、外国人生活保護関係情報」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の11の項並びに別表2の

9の項、11の項及び14の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく関係省令の一部改正等により法令に基づき個人番号を利用することができる事務の範囲が拡大されたこと、訪問指導に関する事務の実施方法を見直すこと等に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。